

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第13条）
- 第3章 給水（第14条—第24条）
- 第4章 料金及び手数料（第25条—第35条の2）
- 第5章 管理（第36条—第39条）
- 第6章 貯水槽水道（第40条・第41条）
- 第7章 補則（第42条—第44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、南九州市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために、必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第1条の2 南九州市水道事業の給水区域は、南九州市の区域のうち水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第7条第1項及び第10条第1項による認可を受けた区域とする。

（定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため、市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種類とする。

- （1） 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- （2） 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- （3） 消火栓 公設又は私設として消防用に供するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に申し込み、

その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等を提出しなければならない。

(開発等の事前協議)

第5条 給水区域内において開発行為を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。

- 2 前項について必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事の費用負担)

第6条 給水装置の工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市において負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

- 3 第1項の規定により、管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

- 4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に定める基準に適合させなければならない。

- 5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する工事の費用は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事の算出に関して必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 工事申込者は、設計によって算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が特に認めたものについては、その一部又は全部を予納しないことができる。

2 前項の工事費の概算額は、工事完成後に精算する。

(給水装置所有権の移転の時期)

第11条 管理者が工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第12条 管理者が施行した工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者はその給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお、市に損害があるときは、工事申込者は管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか制限し、又は停止することができない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは変更させることができる。

(メーターの設置)

第18条 給水量は、市のメーターにより計量する。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の場合)

第20条 水道利用者等が水道の使用を休止又は廃止するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 用途を変更するとき。
- (2) 消防演習その他に消火栓を使用するとき。

3 水道利用者等は、次の各号に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を要するときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、管理者の認定があるときは、これを徴収しないことがある。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(同居人等の行為に対する責任)

第23条 水道使用者等は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者等又は代理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入については、連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金の額は、別表第1により算定した基本料金と従量料金の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額（以下「地方消費税額」という。）を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(料金の算定)

第27条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた

日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、定例日を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、隔月にメーターの点検を行い、定例日の属する月分及びその前月分を算定することができる。

3 前項の場合の使用水量は、各月均等とみなす。ただし、この場合1立方メートルに満たない端数を生じたときは、その端数は定例日の属する月分とする。
(料金算定の特例)

第27条の2 月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときは、その料金は1月分として算定する。

2 月の中途において、口径又はその用途を変更した場合の料金は、その使用日数の多い方の口径又は用途の料金によって算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の口径又は用途の料金によって算定する。

(使用水量及び用途の認定)

第28条 次の各号のいずれかに該当するときは、管理者が使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(3) その他管理者が必要があると認めるとき。

(共用給水装置の水量の認定)

第29条 共用給水装置によって水道を使用するものの使用水量は、各世帯又は各箇所均等に使用したものとみなす。

(メーターの試験)

第30条 水道使用者等は、メーターの正確さにつき疑いがあるときは、管理者にメーターの検査を請求することができる。

2 前項の検査を行ったときは、第24条第2項の規定を準用する。

3 第1項の検査の結果水量の差異が100分の4以内であるときは、使用水量の修正を行わない。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第31条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収)

第32条 料金は、納入通知書の発行及び口座振替により毎月徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、第27条第2項を適用した場合の料金は、隔月2月

分をまとめて徴収することができる。

3 月の中途において給水装置の使用を休止し、又は廃止したときは、届出の際料金を徴収する。

(給水負担金)

第33条 給水装置の新設又は改造の工事を行おうとする者は、当該工事に係る給水管に設置されるメーターの口径により、別表第2に定める額に消費税額及び地方消費税額を加えた額の給水負担金を納入しなければならない。ただし、改造工事の場合の給水負担金の額は、新メーターの口径に係る同表に定める負担金の額と旧メーターの口径に係る同表に定める負担金の額との差額とする。

(手数料)

第34条 手数料は、次の各号の区別により申込者から申込みの際徴収する。ただし、管理者が特に認めたときは、申込後徴収することができる。

(1) 第7条第1項の規定による指定をするとき。

1件につき 10,000円

(2) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき。

1件につき 10,000円

(3) 第7条第2項の規定による設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。

1回につき 1,000円

(4) 第7条第2項の規定による工事の検査をするとき。

1回につき 1,000円

(5) 第21条の規定による私設消火栓使用の立会いをするとき。

1回につき 1,000円

(6) その他証明書

1件につき 200円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(料金の支払請求権の管理)

第35条の2 管理者は、料金の支払請求権の管理に関しては、南九州市私債権管理条例(平成25年南九州市条例第38号)の定めるところによる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対して適当な措置を指示することができる。

(給水措置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合しないときは給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間給水を停止することができる。

(給水停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは水道使用者等に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

(1) 水道使用者等が第6条の工事費、第22条第2項の修繕料、第25条の料金又は第34条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道使用者等が正当な理由がなくて第27条第1項の使用水量の計量又は第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(4) 第4条の承認を受けずに工事をしたとき。

(給水装置の切離し)

第39条 管理者は、給水装置の所有者が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認められる場合で、水道の管理上必要があるときは、給水装置を切り離すことができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第40条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(過料)

第43条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

(1) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(2) 第4条の承認を受けないで工事をした者

(3) 正当な理由がなくて第18条第2項のメーターの設置、第27条第1項の使用水量の計量、第36条の検査又は第38条の給水の停止を拒み著しく妨げた者

(4) 第25条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れようとして偽りその他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第44条 管理者は、詐欺その他不正の行為によって第25条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の知覧町水道使用に関する条例(昭和43年知覧町条例第28号)又は川辺町給水条例(昭和43年川辺町条例第13号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成24年6月22日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南九州市給水条例(以下「新条例」という。)別表第1の規定は、平成24年10月1日以後の検針により使用料の額が確定する水道料金について適用し、平成24年9月30日以前の検針により使用料の額が確定する水道料金については、なお従前の例による。

3 新条例第26条及び別表第1の規定にかかわらず、水道使用者等から徴収する平成24年10月1日から平成26年3月31日までの検針により使用料の額が確定する水道料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、次の表に定める口径区分及び地域別の基本料金並びに従量区分及び地域別の従量料金の合計額に消費税額及び地方消費税額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 平成24年10月1日から平成25年3月31日までの検針により使用料の額が確定する水道料金 附則別表第1

(2) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの検針により使用料の額が確定する水道料金 附則別表第2

附則別表第1

基本料金（1月につき）

| 口径区分 | 知覧地域 | 川辺地域 |
|-------|---------|---------|
| 13mm | 480円 | 467円 |
| 20mm | 800円 | 800円 |
| 25mm | 1,150円 | 1,083円 |
| 30mm | 1,267円 | 1,500円 |
| 40mm | 3,300円 | 2,933円 |
| 50mm | 5,050円 | 4,883円 |
| 75mm | 13,300円 | 11,100円 |
| 100mm | 21,800円 | 21,800円 |

従量料金（1月につき）

| 区分 | 従量区分 | 知覧地域 | 川辺地域 |
|-------|--|------|------|
| 一般用 | 5 m ³ までの分 1 m ³ につき | 52円 | 80円 |
| | 5 m ³ を超え10m ³ までの分 1 m ³ につき | 59円 | 80円 |
| | 10m ³ を超え20m ³ までの分 1 m ³ につき | 90円 | 100円 |
| | 20m ³ を超える分 1 m ³ につき | 117円 | 110円 |
| 公衆浴場用 | 1 m ³ につき | | 100円 |
| 臨時用 | 1 m ³ につき | | 140円 |

ア 一般用とは、公衆浴場用及び臨時用の用途以外の用に使用するものをいう。

イ 公衆浴場用とは、一般公衆浴場の用に使用するものをいう。

ウ 臨時用とは、建設現場等において一時的に使用するもの又は管理者が特に認定したものをいう。

附則別表第2

基本料金（1月につき）

| 口径区分 | 知覧地域 | 川辺地域 |
|-------|---------|---------|
| 13mm | 490円 | 483円 |
| 20mm | 800円 | 800円 |
| 25mm | 1,150円 | 1,117円 |
| 30mm | 1,383円 | 1,500円 |
| 40mm | 3,300円 | 3,117円 |
| 50mm | 5,050円 | 4,967円 |
| 75mm | 13,300円 | 12,200円 |
| 100mm | 21,800円 | 21,800円 |

従量料金（1月につき）

| 区分 | 従量区分 | 知覧地域 | 川辺地域 |
|-------|--|------|------|
| 一般用 | 5 m ³ までの分 1 m ³ につき | 56円 | 70円 |
| | 5 m ³ を超え10m ³ までの分 1 m ³ につき | 59円 | 70円 |
| | 10m ³ を超え20m ³ までの分 1 m ³ につき | 95円 | 100円 |
| | 20m ³ を超える分 1 m ³ につき | 123円 | 120円 |
| 公衆浴場用 | 1 m ³ につき | | 100円 |
| 臨時用 | 1 m ³ につき | | 140円 |

ア 一般用とは、公衆浴場用及び臨時用の用途以外の用に使用するものをいう。

イ 公衆浴場用とは、一般公衆浴場の用に使用するものをいう。

ウ 臨時用とは、建設現場等において一時的に使用するもの又は管理者が特に認定したものをいう。

附 則（平成25年9月12日条例第38号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第49号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月20日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日条例第20号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月13日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の南九州市給水条例別表第1の規定は、令和4年3月31日以前より継続して使用し、令和4年4月1日以後の最初の検針により使用料の額が確定する水道料金については、なお従前の例による。

別表第1（第26条関係）

基本料金（1月につき）

| メーターの口径 | 13mm | 20mm | 25mm | 30mm | 40mm | 50mm | 75mm | 100mm |
|---------|------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 料金 | 700円 | 1,000円 | 1,350円 | 1,700円 | 3,500円 | 5,250円 | 13,500円 | 22,000円 |

従量料金（1月につき）

| 区分 | 使用水量 | 料金 |
|-------|---|------|
| 一般用 | 10m ³ までの分 1m ³ につき | 70円 |
| | 10m ³ を超え20m ³ までの分 1m ³ につき | 110円 |
| | 20m ³ を超える分 1m ³ につき | 140円 |
| 公衆浴場用 | 1m ³ につき | 110円 |
| 臨時用 | 1m ³ につき | 150円 |

ア 一般用とは、公衆浴場用及び臨時用の用途以外の用に使用するものをいう。

イ 公衆浴場用とは、一般公衆浴場の用に使用するものをいう。

ウ 臨時用とは、建設現場等において一時的に使用するもの又は管理者が特に認定したものをいう。

別表第2（第33条関係）

| メーターの口径 | 負担金の額 |
|----------|----------|
| 13ミリメートル | 30,000円 |
| 20ミリメートル | 80,000円 |
| 25ミリメートル | 200,000円 |
| 30ミリメートル | 300,000円 |
| 40ミリメートル | 400,000円 |
| 50ミリメートル | 500,000円 |

| | |
|-----------|------------|
| 75ミリメートル | 1,000,000円 |
| 100ミリメートル | 2,000,000円 |